

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十七日

東京都新宿区高田馬場四丁目三九番一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

田口勝比古 東京都東久留米市前沢三一―一五

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市下田字牡丹野一〇番地六七、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 千葉 治嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

盛岡市大通一丁目六番一九号大通ビル三階

相続財産清算人 弁護士 畠山 将樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区原町二丁目九七番地、最後の住所仙台市宮城野区原町二丁目一番二六号

被相続人 亡 皆川 五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

仙台市青葉区中央二丁目二番六号 三井住友銀行仙台ビル五階

弁護士法人作田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 作田 憲護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市泉町字小山七一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 鈴木 文明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階

近藤法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市十和田山根字長畑三三番地、最後の住所茨城県取手市新取手三丁目三〇番一四号

被相続人 亡 成田 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

株式会社シミズオクトホールディングス

代表取締役 清水 太郎

株式の種類及び数

普通株式 一八一〇株

令和八年八月十七日

福島県いわき市平字小太郎町四番地の九平小太郎ビル三階

弁護士法人湊法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大堀 和哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市女沼九七一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 田中 圭介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県古河市尾崎二二六〇番地

相続財産清算人 司法書士 和野 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘八丁目一〇三番地六七、最後の住所茨城県北茨城市中郷町汐見ケ丘八丁目一〇三番地の六七

被相続人 亡 薊 宏孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階

近藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市十和田山根字長畑三三番地、最後の住所茨城県取手市新取手三丁目三〇番一四号

被相続人 亡 成田 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階

近藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市十和田山根字長畑三三番地、最後の住所茨城県取手市新取手三丁目三〇番一四号

被相続人 亡 成田 雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

茨城県取手市新取手一丁目四番六号アーバンヴィレッジ新取手ビル二〇二

藤の花法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒谷 淑恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市上大田和六七八番地、最後の住所栃木県真岡市上大田和二七番地

被相続人 亡 武田 ナカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

栃木県真岡市荒町二丁目一〇番地六谷田部ビル二階A室

もろか法律事務所

相続財産清算人 永来 知宙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市菱町三丁目二〇三二番地、最後の住所群馬県桐生市菱町三丁目二〇三二番地

被相続人 亡 安達 修二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県安中市岩井二四七〇―三

戸田ビル

一F西 安中法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小坂 景子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大前田町四五九番地、最後の住所群馬県前橋市粕川町女洲五九〇番地五

被相続人 亡 磯田 広志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市元総社町二丁目六番地二

ライズグレースA―〇三 法律事務所

わだち相続財産清算人 弁護士 山本 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橋町八崎二四四番地二、最後の住所群馬県渋川市北橋町八崎二四四番地五

被相続人 亡 片桐 一臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第5期決算公告

令和8年8月17日 八間道55番地が交通
石川県加賀市聖加賀市シヨノカマチ
プラザインベキョウカマチ
セーラーユウ代表取締役(令和8年5月31日現在)

貸借対照表の要旨		金額(千円)	
科	目	金	額
	目	金	額
資産の部	流動資産	12,063	
	固定資産	2,432	
負債及び純資産の部	流動負債	1,880	
	固定負債	6,000	
純資産の部	資本金	6,615	
	剰余金	200	
その他利益剰余金	剰余金	6,415	
	その他利益剰余金	6,415	
合計	合計	(10,530)	
	合計	14,496	

令和八年八月十七日

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一吉野屋ビル三〇三

相続財産清算人 鈴木 克昌

令和八年八月十七日

群馬県前橋市元総社町二丁目六番地二

ライズグレースA―〇三 法律事務所

わだち相続財産清算人 弁護士 山本 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橋町八崎二四四番地二、最後の住所群馬県渋川市北橋町八崎二四四番地五

被相続人 亡 片桐 一臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市南町二四三―二SK二一ビルA棟六階

相続財産清算人 弁護士 小淵喜代治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市東善町一〇〇番地二四、最後の住所群馬県前橋市東善町一〇〇番地二四

被相続人 亡 南雲 秀貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十七日

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地一吉野屋ビル三〇三

相続財産清算人 鈴木 克昌